

# 高根沢町立阿久津中学校いじめ防止基本方針

高根沢町立阿久津中学校

# 高根沢町立阿久津中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行われなければならない。
- すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめ防止等の対策は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条1項）

### (3) いじめの理解

- いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### (4) いじめの防止の対策に関する基本的な考え方

#### ① いじめの防止

いじめはどの生徒にも、どの学級にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ

の問題克服のためには、全ての生徒を対象にしたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に以下の観点から、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

- 「いじめは決して許されない」ことへの理解
- 生徒の豊かな情操や道徳心の育成
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度の育成

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

## ② いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

## ③ いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要であり、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## ④ 地域や家庭との連携

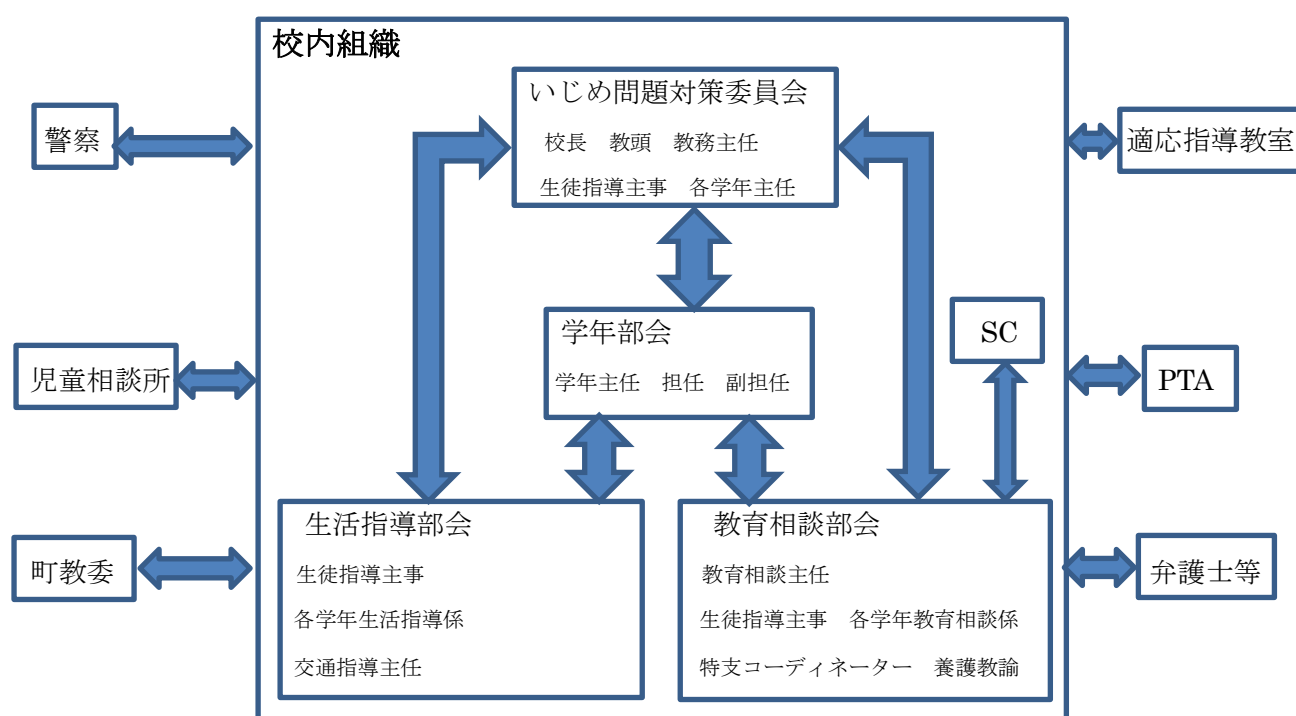
- 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校と地域、家庭が組織的に連携・協同する体制を構築する。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協同する体制を構築する。

### ⑤関係機関との連携

いじめ問題への対応については、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、関係機関の担当者との間の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

### (1) いじめの防止等の対策のための組織



いじめ問題に組織的に対応するための中核となる「いじめ問題対策委員会」を設置する。いじめの防止やいじめが起きたときの方針を決定する。構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任とするが、必要に応じて他の職員を加えることができる。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割（学年部会と連携）
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割（学年部会、生活指導部会と連携）
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割（学年部会、生活指導部会、教育相談部会と連携）

(2) いじめの防止等に関する取組 ※詳細については、別紙行動計画を参照

① いじめの防止

- いじめはどの生徒にも、どの学級においても起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に向けた取組を実施する。
- 生徒一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。(学業指導、道徳教育、特別活動、)
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。(人権教育、道徳教育、特別活動、部活動)
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

② いじめの早期発見

- 教職員は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

③ いじめに対する組織的な対応

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 「いじめ」の中には、警察に相談・通報することが必要なものが含まれるため、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、警察と連携した対応を取る。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の報告

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめられた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（法第28条第2項）

重大事態が発生した場合、学校は町教育委員会に報告する。

#### (2) 重大事態の調査

##### ① 調査を行うための組織

学校が調査の主体になる場合は、町教育委員会の指導の下、「いじめ問題対策委員会」を中心に、町教育委員会が委嘱した専門家等を加えて調査を実施する。

##### ② 事実関係を明確にするための調査の実施と措置

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種事態の発生防止を図るものである。

#### (3) 調査結果の提供及び報告

- 学校が調査を行う場合、学校は情報提供の内容・方法・時期について町教育委員会の指導・支援の下、調査によって明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から行

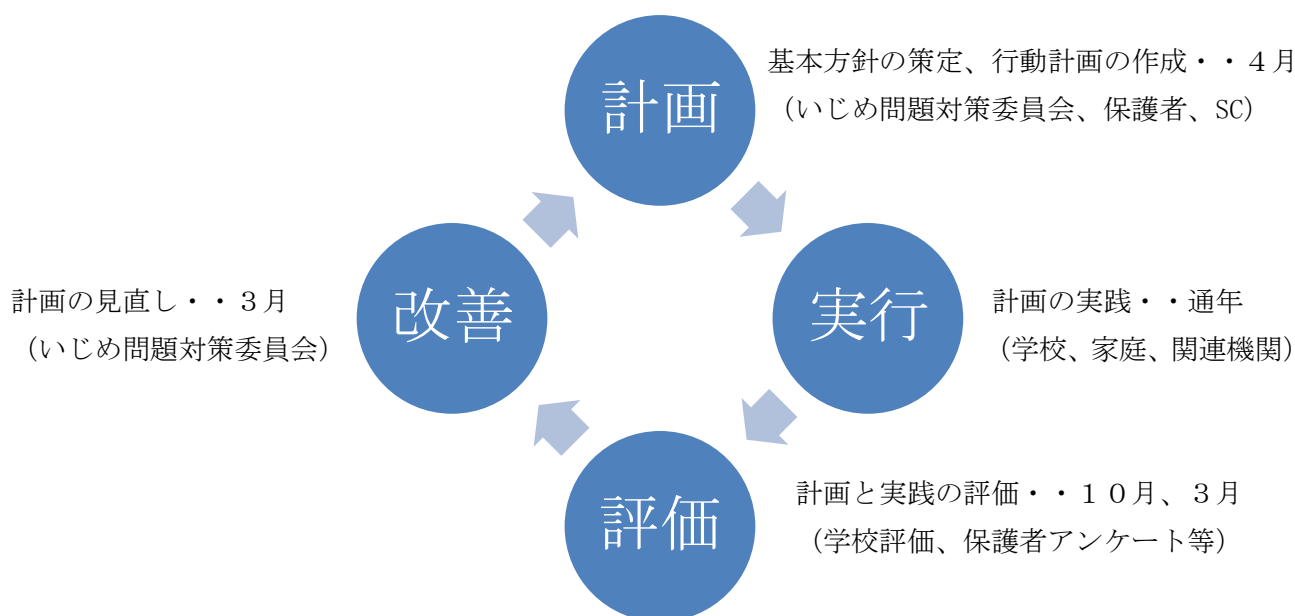
われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか) について、いじめられた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明するものとする。

- 調査結果については、学校は町教育委員会に報告する。なお、上記の説明の結果を踏まえて、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

## 4 その他重要事項

---

### (1) 基本方針の見直し



いじめ問題対策委員会を中心に、PDCA サイクルで基本方針の見直しを行う。また、町の基本方針が見直されたときには学校の基本方針の見直しを行う。

### (2) 学校における「いじめ防止基本方針」等の策定状況の確認と公表

学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定したとき、または策定内容を変更したときには、その内容を次の方法で公表する。

- 学校ホームページ
- 学校だより

令和2年度 いじめ防止基本方針行動計画

月	主な取組	具体的な活動内容
4	○学級編成 ○現職教育（生徒理解） <b>○PTA 総会</b> ○ファーストグリーティング ○生活指導部会・教育相談部会	・全学年からの引き継ぎ事項の確認 ・配慮生徒について指導方針の共通理解 ・学校、学年の指導方針の説明 ・いじめのリスクの確認、予防策の確認 ・保護者からの情報収集
5		
6	○教育相談 ○Q-U 検査	・いじめについての実態把握、リスクの確認 ・集団の中での個人の意識の把握
7	○夏季休業前 PTA ○三者面談（3年と1・2年希望者） ○赤ちゃんふれあい事業（2年） ○親子学び合い事業	・保護者との連携について確認 ・生徒の実態把握 ・命について考えさせる機会 ・携帯電話の使い方についての指導
8	夏休み	・夏休み中の生徒の実態把握 ・部活動顧問と学級担任の連携
9	○修学旅行（3年）遠足（1年） ○校外学習（2年） ○スポーツフェスティバル	・夏休み後の生活状況の把握 ・集団行動についての指導等 ・集団行動についての指導等
10	○校内合唱コンクール ○小学校入学説明会	・学級集団を良い方向へ向かわせる指導 ・携帯電話のリスク等に触れる。
11	○教育相談（1・2年） ○三者面談（3年） ○Q-U 検査 ○命の授業（1年） ○三者面談（1・2年）	・いじめについての実態把握、リスクの確認 ・保護者からの情報収集 ・集団の中での個人の意識の把握 ・命について考えさせる機会 ・いじめについての実態把握、リスクの確認
12	冬休み	・冬休み中の生徒の実態把握 ・部活動顧問と学級担任の連携
1	○三者面談（3年）	・冬休み中の生徒の様子を把握する。 ・部活動顧問と学級担任の連携を密にする。 ・携帯電話のリスク等に触れる。
2	○立志式 <b>○学年末 PTA</b>	・集団行動についての指導等 ・保護者との連携について確認
3	○卒業式 ○1年間の反省	・学級集団として1年間の反省と課題の確認 ・個人の記録の整理